

健康保険組合 御中

平成30年7月27日
(協) 日本接骨師会保険審査会
担当

日頃より柔道整復業務にご理解賜り感謝申し上げます。

さて、貴健康保険組合より返戻いただきました患者（石川 希 記号1184 番号223 平成30年2月施術分）におきまして、十分な再調査をお願いするとともに下記質問に二週間以内にご回答の程お願い申し上げます。

尚、厚労省保険局（平成30年5月24日 事務連絡）によると「被保険者等への照会については、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない。」「被保険者等への文書照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位転がしといった照会が必要な施術について照会することとされたい。」となっております。

また、関東信越厚生局保険課によると、「患者調査の実施にあたっては、①患者に対して文書照会を行う②その結果、疑義が生じたものについては患者に対し文書だけによらず電話又は面会等により再照会を行う③申請書と患者からの回答の内容が一致しない場合は、施術所等に文書による方法のほか、電話又は施術所等に赴き、事実の確認を行うなど、健康保険組合において十分な調査をし、把握に努めるべきである。その上で疑義が解消できない申請書については、照会等の内容を記載した上で施術所等に返戻し、申請内容の確認を求めることについては差し支えの無いものとするが、十分な調査もせず一律に返戻を行うことは好ましくないと考える。」とのことを申し添え、見直しをお願い申し上げます。

質問1

業務上の負傷との理由で返戻されましたが、患者調査の結果と考えられますが、どのような不正の疑いがあり患者へ照会されたのかご教示願います。

質問2

健康保険組合において疑義を解消するために十分な調査をし把握に努めるべきのことですが、どのような調査を行い返戻に至ったのかをご教示願います。

質問3

保険者として正しい支給判断にて業務上の負傷としたならば健康保険適用外であり不支給決定が妥当であると考えますが、不支給決定をしない理由をご教示願います。